

千代田区議会議員定数条例

(平成14年12月10日 条例第62号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、千代田区議会議員の定数を25人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行し、次の一般選挙から適用する。
- 2 千代田区議会議員定数条例(平成3年千代田区条例第16号)は、廃止する。

(参考)

制定前の議員定数は、旧条例制定(平成3年)により28名に、条例改正(平成7年)により25名であった。